

Title	手旁字の成立について
Author(s)	大川, 俊隆
Citation	中国研究集刊. 1992, 11, p. 12-43
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61019
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

手旁字の成立について

大川 俊 隆

『説文解字』卷十二上に、手に従う字が、「手、拳也。象形。凡手之屬皆从手。𠂔、古文手」の下に、二六四字並べられている。手に續くものは、掌・拇・指・拳・擊（腕）の五字で、これらは身體としての手の部位を示す字である。これに續いて、

𠂔、好手兒。詩曰、𠂔𠂔女手（注1）。从手鐵聲。

掣、人臂兒。从手削聲。周禮曰、輻欲其掣（注2）。

と、𠂔・掣の、手臂の形態を示す字が存するが、以下、搯より最尾の掖までの二五七字は、手による行爲の義や、その義より引伸したと思われる一般的な行爲を示す字である。『説文』手部のほとんどはこれらの字によって占められており、手旁の義は手を以てする行爲であるとの認識が、後漢の中期までに確立していたことを物語っている。そしてそのほとんどの字が形聲字とされていることも注意されるべきことである。

ところで、この手旁字は、出土文字資料の中では比較的後代のもの、即ち、秦代の文字の状況を反映していると考えられて

いる、雲夢縣睡虎地出土の竹簡（以下、秦簡と呼ぶ）の中に初めて本格的に見ることができるのである（注3）。即ち、この秦簡中には手旁字として、

擊・掣・格・扼・掄・捕・提・擗・把・抱・掇・扶・援・搯・抵・投・拔・拳・扶・操・播・掇・指・掾・粹・擅・控・𠂔・擘

の二九字を数えることができる。

ちなみに、この秦簡より約百年前、紀元前三一〇年前後のものと考えられる中山王諸器の銘文は、總字数が二四五〇餘字に昇り、重複字を数えなければ、單字で五〇五字が用いられているが、この中に手旁字は一字も見出すことができない（注4）。

また、中山王諸器銘文を含む、西周・列國期文字資料の總體を向うものとして、『金文編』（一九八五年版）が存する。この卷十二には『説文』手部と對應する形で、

手・拜・扶・持・搏・擗・承・招・掇・揚・擗・播・撲・捷・拍

の一五字が列擧されているが、この中、手は除いて、實際に手に従っているのは、拜と拍のみである。

拜は「説文」に𢇇(擗)の形で擧げられ、

首至地也。从手𢇇。𢇇音忽。𢇇、楊雄説、拜从兩手下。𢇇、籀古文拜。

と説解され、或文と古文が擧げられている。金文では、西周・列國期を通じて𢇇・𢇇の形に作られ、「説文」の三形とも少しく異なるが、小篆・或文の字形が金文の字形を祖としていと考えてよい。

拜(𢇇)における手と𢇇(手)の關係を考えてみる。

『説文』は「首至地」と訓じるが、これは字形より説くものでなく、「拜稽首」の義より説くものである。吳大澂に「拜字説」があり(注5)、手を𢇇とし、

拜字古文或作𢇇、或又作𢇇、皆象以手折𢇇形。詩、甘棠、勿翦勿拜。箋云、拜之言拔也。

と、花𢇇を抜く形を象る象形字とする。手が花𢇇であるか否かは置くとして、花木に類するものを抜く形であることは疑いなく、『説文』は「从手𢇇」と會意字とするが、全體象形の字とすべきであろう(注6)。因って拜において、手は後に添加されたものでなく、拜字成立時より手と共にあったものである。『金文編』に載る六七例の拜は、金文の「拜稽首」の拜であるが、その六五例において手と手より成る結構であり、異體はわづかに二例、昭王期のものと考えられる、友𢇇(𢇇)と𢇇

(𢇇)に見えるだけであるのもその一證である。よって、拜における手は偏旁ではないと考えられる。

拍(𢇇)の方は『説文』には無い字で、金文でも一例、人名で用いられておるだけで(拍敦)、その字において手が、偏旁かどうかは確定し難い。

その他、先に擧げた『金文編』の諸字は、扶は𢇇・𢇇に、持は寺に、搏は搏・𢇇・𢇇に、擗は擗に、承は𢇇に、招は𢇇に、擗は𢇇に、揚は𢇇(まれに𢇇)に、擗は擗に、播は𢇇に、撲は𢇇・𢇇に、捷は𢇇にそれぞれ作られており、すべて手に従う字ではない。

これらより見て、金文期には手旁字は成立していなかったと見てよい。手旁字は多分、中山王諸器の作器期より統一秦の間の約百年間に、どちらかといえば、秦代に近い時期に形成されたと考えられる。

ではどのようにして手旁字が成立していったのかを、秦簡における手旁字を一つ一つ検討してゆくことにより追求してみる。

二

秦簡の手旁字の中に、その元字或いは關聯字が、金文を中心とする秦以前の文字資料の中にみえ、その字形の孳乳と義の引伸がある程度推測できるものがある。まづ、そのような文字について検討する。

(あ) 擧

(1) 驀馬五尺八寸以上。不勝任、奔擧不如令、縣司馬、賞二甲(『秦律雜抄』九)

この擧について、睡虎地竹簡の『注(一)』(注7)では「繫、絆、止馬不前」とし、『注(二)』(注8)では「將馬羈絆起來」とし、『注(三)』(注9)では「たずなをふりきる意」とする。いづれも擧を繫とするもので、繫は『説文』(卷十上馬部)「擧字の或文として見える字で、そこには、

擧、絆馬也。从馬口其足。春秋傳曰、韓厥執擧前(注10)。

讀若輒。繫、擧或从糸執聲。

とある。馬足に羈絆を加えるもので、やがて一般的な羈絆の義となったものである。ただ、『秦律雜抄』の文は馬の訓練の成果を査定するもので、奔走と停止の様が規定どおりかを見るもの。この擧を繫と無理に解する必要はなく、『説文』に擧を「握持也」としているのに基いて、馬の絆を握持して停止状態を保つという義でよいのではなからうか。

この擧より手旁を除いた執は、金文に「折首輒𠄎(訊)」（兮甲盤、師寰殷等）という用語に主として見える字で、「執訊」は俘虜を捕獲することや捕獲した俘虜の義で用いられている。

『説文』(十下卒部)の「執、捕罪也」という訓とも照應する字形も、跪居する人の両手に枷を加える形である。この義より更に一般化した義に用いられるのが西周後期の豸駒尊に見える。

そこでは、

(2) 王初執駒于殿、王乎師虞、召豸、王親旨豸駒、易兩。

とある。「執駒」について諸説あるが(注11)、後にその駒を豸に賞賜したことから見て、賞賜の前の儀禮とみた方がよい(注12)。因って「とらう」ではなく、「とる」の義であろう。

執が更にそのような儀禮性を喪失して、純粹に手による行爲と認識された後、偏旁手が添加されて擧の字が成立すると考えられる。思うに、繫も執より擧乳した擧と同系の字で、こちらは「とる」ための材に重點を置いたので、糸を添加したものであろう。

漢初の馬王堆帛書の中に醫書『十問』があるが、その中に文獻中に見える醫の「文擧」を「文執」に作っている。執より擧が擧乳してきたことの傍證とできるものである。

(い) 擧

(3) 自從令、丞以下智而弗擧論、是即避主之明灋(『語書』六)

(4) 直以多子故、不欲其生、即弗擧而殺(『秦律十八種』七〇)

(5) 吏有五善、…三曰、擧事審當(『爲吏之道』九)

(3) は「檢擧」の義、(4) は、胎子を「とり擧げる」の義(注13)、(5) は「擧擧」の義で用いられる。

擧は『説文』に「對擧也。从手與聲」とするが、『繫傳』で

は更に「一曰、與也。臣錯曰、與、輦也」と云う。徐錯の訓は、「説文」では二字前に舉があり、「對舉也。从手與聲」と説解されているのに配慮し、舉・舉を同系の字とみなしたものであろう。舉に對して徐錯は「會意」との按語を加えている。「對舉」とは四手で揚舉することである。

この舉より手旁を除いた與は、「説文」(卷三上共部)に「黨與也。从舛从与。与、古文與」と説解される。金文では字形は、与(𠄎)を四手で揚舉する形に作られる(注14)。因って文字結構上は、「對舉」という舉字の訓を用うべきところで、「黨與」は後起の義である。

與の金文での用法は

(6) 侯氏易之邑二百又九十又九邑與□之民人都鄙(鞫罇)

(7) 廂與盧君並立於世而退與者侯齒張於會同(中山王壺壺)などのように、並列の詞「と」とか「ともに」の義である。思うに、與の原義は「四手による揚舉」、そこから引伸して並列の「と」や「ともに」の義が生じ、やがてそれが與の主要義となったので、「揚舉」の義の方の與に偏旁手が添加されて舉の字が成立したものであろう。

ただ中山王壺壺に與と犬に従う字が見え、

(8) 佳朕所放、慈孝寔惠、舉擊使能

とある。擊は賢であるので、舉は舉で、「賢を舉げ能を使う」と訓むべきところである(注15)。與の主要義が並列の詞となったので、「あぐ」の方に犬を添加して主要義と區別したものと

で、與から舉への過渡的な字形とみてよい。これと關聯して、「禮記」禮運の「大道之行也、天下爲公。選賢與能、講信修睦」の「與能」が「舉能」であることは云うまでもない。

「禮記」の例だけでなく、文獻中にも與と舉の通用するものが多い(注16)ことは、舉が與の偏旁手添加字たることの傍證である。

尚、旗も與の「揚舉」の義からの孳乳字であろう。「詩」小雅「都人士」に「匪伊卷之、髮則有旗」とあり、毛傳に「旗、揚也」という。

(う) 格

(9) 求盜追、捕擧人、擧人格殺求盜(『法律答問』六六)

この格は「格鬪」の義であり、「説文」の「格、擊也」の訓とほぼ照應している。

ところが格より手旁を除いた各は「説文」(卷二上口部)に「異辭也。从口夂。夂者有行而止之、不相聽也」(注17)とある。「各自」の各として訓じるものであるが、字形の解は附會に近い。各は卜文・金文に常見の字で、全て「來格」、「いたる」と訓じられる字で、後に彳や彳が添加され、格・造の字形となる字である。

これらから見ると、各に「格鬪」や「擊」の訓は見えないのであるが、湖北省信陽より出土した竹簡(注18)(これは春秋末期のもの)と推測されている)に、

(10) 周公戡然乍色曰、烏夫、蔑人奪上、則型戮至（信陽簡一〇一）

と、奪の字が見える。思うにこの字は各の繁文であらう。義は「争鬪」で、秦簡や『説文』の拞とほぼ同義である。さすれば、その引伸の経路は定かではないが、各に「アラソウ」の義が生じていたことは疑いない。

中山王譽壺に、

(11) 佳司馬賈訢詒戰恣

と、詒が「訢詒」と連文で用いられている。「訢詒」の義は下の「戰恣（怒）」と近いと思われる、『説文』（卷三上言部）に「詒、論訟也。傳曰、詒詒孔子容（注19）。从言各聲」と照應するようである。なお「禮記」玉藻に「戎容暨暨、言咨詒詒」（注20）とある。「訢詒」は或いは「暨詒」であらうか。言旁は先秦期においては、精神的義を附加するのによく用いられている。各に「争鬪」の義が起り、その物理的な具體的行爲の方に手旁が、精神的な方に言旁が添加されたと考えることができよう。

『莊子』人間世に「若唯無詔、王公必將乘人而鬪其捷」とあり、この詔について『經典釋文』に「詔、告也、言也。崔本作詒。音頤。云逆擊曰詒」（注21）とある。詒と拞の義の近いことを證するものである（補注）。

これらより見て、拞が手旁添加字たることはほぼ疑いないであらう。

(え) 扨

(12) 争責、因羞瞋目扨指以視力（『語書』一一）

「扨指」は「扨腕」で、腕をおさえる意味で、扨の字形は扨である。この字は『説文』には扨の形で擧げられており、「把也。从手鬲聲。扨、搗或从扨」と説解中に或文を載せるが、この字形が秦簡に近い。『説文』の訓「把」も秦簡の義とほぼ照應する。この字より手旁を除いた扨は、金文に凡の形でみえ、あきらかに車輓の象形字である。義も「金扨畫轉」（朶伯駿）と「輓」の義で用いられ、字形の義と照應する（注22）。この形に對應する字として『説文』（十二上戸部）に扨があり、「隘也。从戸乙聲」とあり、結構を戸・乙より成るとしているが、金文の字形より譌變したものである。（『説文』（九上戸部）に厄があり、「科厄木節也。从卮」聲。賈待中説、以爲厄裏也。一曰、厄、蓋也」と説解されるが、後代に扨と通用するもの）。「隘」の訓は字の原義の「車輓」より引伸したもので、この義よりやがて秦簡の（おさえる）の義や『説文』の「把」の義が生じ、原義の「車輓」と區別するために手旁が添加されたものであらう。

ちなみに秦簡には扨の字も見え、

(13) 者侯客來者、以火炎其衡扨（『秦律十八種』一七九）

と、「車輓」の義で用いられている。輓の字は後起のもので、秦代・前漢初期の出土文字資料には見えない。

(お) 揄

(14) 喜揄史(『編年記』一〇)

『編年記』は、昭王元年より始皇三〇年(紀元前三〇六—一七)までの大事記で、その中に喜と呼ばれる人物の平生の簡単な履歴が挿入されている。ここはその喜が十九歳で史となったことで、短文であるので揄の正確な義は知り難いが、『注二』に「揄、本義爲引・出。這裏、揄史“當爲進用爲史之意”とす。ここに本義というのは、『説文』の「揄、引也」とあるのや、『淮南子』主術訓の「揄策于廟堂之上」の注「揄、出也」に基く。揄は「引き選ばれる」ぐらいの意であろう。銀雀山出土竹簡の中に『孫臏兵法』があり、その中で、

(15) 孫子曰、鼓而坐之、十而揄之(『威王問』二七二)

と、揄が『説文』の「引」とほぼ同義で用いられているのも参考とすべきである(注23)。

この揄より手を除いた尙は、『説文』(八下舟部)に「空中木爲舟也」と「木のくり舟」の義とするが、金文の字形は夕(盤)と分(針)より成る。ただこれらの多くは地名・人名として用いられるので用義を確定し難いのだが、その中に輪罽があり、

(16) 世萬至於辟孫子、勿或尙改

とある。字形は分だけで夕はないが略形であろう。この尙は「尙改」と連文であるので「改變」の義で、後に尙となる字である。また春秋戦國の交のものとされる侯馬盟書の「委質類」に、

(17) 「所」敢尙出入趙尼之所：

とあり、この尙は「偷竊」の義で、後に尙となる字であろう(注24)。尙が「改變」より「偷竊」の義を派生していたことを知り得る。また戦國期の鄂君啓節には、渝の字が見え、

(18) 自鄂往、渝沽述灘

とあり、渝は「越える」とか「移る」の義である。この義も「改變」より派生したもので、更に移動の意を示す糸を添加して成立したものである。後に礪ともなる字である。

これらより見て、揄も、「改變」の義から引伸した「移る」の義の他に、能動的動作の義「引き出す」が派生して、その義を示すために手旁が添加されたものと考えることができる。

(か) 捕

(19) 捕盜律曰、捕人相移受爵者、耐(『秦律雜抄』三八)

この他にも捕は用例が多いが、ここに見られるように、全て罪人に對するもので「捕縛」の義である。『説文』では捕は「取也。从手甫聲」とされ、その訓は、秦簡の用義とほぼ照應している。

この捕より手旁を除いた甫は『説文』(三上用部)に「男子美稱也。从用父。父亦聲」とある。文獻中に、人名の後に附す甫として解したものであるが、金文では美稱を示すには父を用いて、甫を用いることは少い。金文で甫は一般には官職名「甫人」として用いられることが多く、義の推測は困難であるが、

懿王期の器とされる匡占に、

(20) 欽王才射廬、乍象巽、匡甫象鑿二

と見える。この甫について、郭沫若は「撫」とし(注25)、陳夢家は「捕」とする(注26)が、白川静は、上の「象巽」を象籠、即ち象形の柎足をもつ籠とし、下の「甫象鑿二」を、二鐘器を作つて象籠に懸ける意とし、甫を「つける」と訓じている(注27)。従うべきであろう。甫の字源は未だ明確ではないが、「附着」の義が原義に近いことは確かである。この義より、「附してたすける」の方へ義が派生すれば、後の甫や輔の字になると考えられる。

『説文』(手部)に搏が載り、「索持也。一曰、至也」とある。甫の「附着」の義が「とらえる」の方へ派生していつて、捕の「捕縛」や搏の「索持」の義が生み出されたと考えられるべきであろう。因つて、捕も甫にそのような義が生じた後に手旁が添加せられた字と考えることができる。

尚、秦簡には逋の字が見え、

(21) 可胃逋事及乏繇、律所胃者當繇、吏・典已令之、即亡弗會、逋事(『法律答問』一六四)

と、「逋亡」の義で用いられている。この字は『説文』(二下是部)に「亡也。从辵甫聲。繇、籀文逋。从捕」と、訓はほぼ秦簡と同じであるが、籀文の逋字を出している。義より言えば、「亡」は、捕の義「捕縛」の對立義であるので、捕字に辵を添加して對立義を明らかにした逋の方が、古形を伝えるものとす

べきであろう。秦簡の逋はその略形とすべきものである。

(き) 提

(22) 拔人髮、大可如爲提、智以上爲提(『法律答問』八二)とあり、この提について『注二』には、

『禮記・少儀』注、「猶絶也」(注28)。意志是把頭髮拔脱。推測秦律有關于「提」髮應如何懲處的規定、所以本條就「提」專門作出說明。

という。『注三』には「提はあきらかの意」とある。『注三』の訓は、『説文』(八下見部)に題字が載り、「顯也」とされるのに基くと思われるが、これは提が「提提」と擬態語に用いられ、後に字が題となったものか、或いは、提に「提髮」の義が生じ、それより引伸して「顯」の義が生じたものであろう。秦簡の提は『注二』の訓の方に従うべきであろう。

ただ『説文』には提は「挈也」と訓ぜられ、やや秦簡の義と合わない。馬王堆醫書に提が見え、

(23) 以辛卯日、立堂下東郷、郷日、令人挾提頰者、曰、∴(『五十二病方』二〇八)

と、「挾提」とあるので『説文』の訓に近い。秦簡の「拔脱」の義は、提に「提擧」の義が生じたことによる派生義ではなからうか。

提より手旁を除いた是は、『説文』(二下是部)に「直也。从日正。𠄎、籀文是、从古文正」とある。「直也」の訓は是の

虚詞としての用法に對するものと思われる。金文でも是は頻出するが、「廼唯是喪我或」（毛公鼎）など、全て虚詞か指示代名詞の用法である。

その字形は 𠄎 ・ 𠄎 に作られ、把手のある匙の形の象形字であり、因つて原義は「匙」である。虚詞や指示代名詞は假借の用法である。ところで、この是の字形には、 𠄎 のように 𠄎 を匙部と把手の間に加えるものがあり（毛公鼎・蔡侯盤・齊罇）、その意は「匙を提持する」ものであろう。是の古形か繁文かはにわかには断定はできないが、是に「提持」の義が存することを字形において推測させるものである。後、是が専ら虚詞や指示代名詞として用いられることとなり、「提持」の義の方に手旁が添加されたものであろう。

なお秦簡に隄・堤の字が存し、いずれも「題」の義で用いられるが、一例だけ隄が、

(24) 春二月、毋敢伐材木山林、及雍隄水（『秦律十八種』四）

と、「雍（壅）隄」の連文で用いられているものがある。「説文」（十四下阜部）に隄があり「唐也」と訓ぜられ、その直前に防があり「隄也」と訓ぜられている。防・隄の義は秦簡の「雍隄」と照應している。この隄も、是の「提持」の義より引伸して「ふせぐ」の義となったものであろう。

(く) 擇 (擇)

(25) 賈市居列者及官府之吏、毋敢擇行錢布（『秦律十八種』六七）

(26) 工擇輪、輪可用而久以不可用、貲二甲（『秦律雜抄』二四）

とあり、兩者とも「撰擇」の義である。「説文」には擇は「束選也」とあり、秦簡と同義である。

これより手旁を除いた辵は「説文」（一〇下辵部）に「司視也」（注29）。从横目从卒。令吏將目捕罪人也」とある。また、辵があり（三上卅部）、「引給也。从卅辵聲」とある。金文の字形は全て辵と作られるので「金文編」では卷三に載せる。この辵は、金文では「辵吉金」（沈兒鐘等）の常用語の中で用いられ、「えらぶ」の義であり、「説文」の擇と同義、辵とは近義ということになる。

この金文の辵は、必ず辵と艸より作られ、辵だけが單獨で用いられるものはない。辵と艸の関係は辵を兩手で捧げる形である。（白川靜氏は、辵は獸屍の解解する様で、その中から用いるべきを取るのので、「束選」の義となると云う（注30））。全體象形の字とすべきであらう。

ところが、後代、春秋期の繒書缶や、中山王器などこの辵を駁に作るものが現れる。用義は金文の辵と全く同じなので同字であることは疑いない。これは、別字駁（『説文』（三下支部）に「駁、解也。从支辵聲。詩曰、服之無駁。駁、厭也。一曰、終也」とある（注31））が辵と通假の関係にあるとするより、後

述するように、支に撃撲の義より、動詞化する作用が生じた結果とみなした方がよい。秦簡の擇も、金文の斲の支が手旁に變化したものと考えられる。

以上の諸字の検討から判断して、先秦期にその字の原形を辿り得る字には、擇を除いて、ほとんどが偏旁手添加字であることがわかる。ではその他の文字についてはどうか。これまでの諸字のように直接に金文資料にその來源を辿ることはできないが、或いはその關聯字が、金文等の文字資料に見えたり、或いは文献資料等の用義により、それが偏旁手添加字であることを證することができるものが少くない。以下にそれらの諸字の検討を行う。

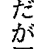
三

(け) 把

(27) 人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、賣、把錢借邦亡(『法律答問』五)

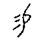

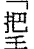
(28) 今甲裏把子、來詣自告、告丙(『封診式』八八)とある。兩者とも「把持」の義で、後者に「裏把」とあるのでその義はより明確である。『説文』にも把は「握也」と訓ぜられており、「把持」の義とほぼ同じである。

ところでこの把より手旁を除いた巴は『説文』(十四下巴部)に「蟲也。或曰、食象蛇。象形」と、蟲か蛇の象形字とする。

だが巴の小篆はに作り、蟲や蛇の形ではない。『繫傳』では、更に「食象蛇」の義を敷衍して、

巨錯按、博物志、巴蛇吞象、三歲出其骨、君子食之、無腹心之疾。山海經曰、有玄蛇、食麋鹿也。一象所吞也。指事。

とする。一が所吞の象の形と見えないので、指事として、一が象を表象するとしたのであるが、やはり字形の解としては無理である。

巴は器物の把手の象形とするのがよいだろう。易は金文ではに作られ、器の全體形と注ぐ酒の部分形であることはよく知られているが、巴もの右部とよく似ている。因って「把手」の義より「把持」の義が生じることは容易に推測がつく。

『説文』所収の巴に従う字に、把・把・把がある。把(十四下巴部)は、巴のすぐ後に載る字であるが、「擗撃也。从巴帶、闕」とあり、惠棟は(注32)、

風俗通曰、擗把、近世樂家所作、不知誰也。以手擗把、因以爲名(注33)。案、擗把當作擗把。

と云う。把を琵琶の音の本字とするもので、漢代にはこれは把に作られていたのは確かである。

把(三下革部)は「擗革也。从革巴聲」と説解されるが、『繫傳』にはより具體的に「御人所把處也」としており、擗の「とり革」である。やはり「把持」の義よりの引伸であろう。

把(六上木部)は「収麥器」とあり、和語の「さらい」である。これも「把持」よりの引伸であろう。

巴の小篆の字形と、巴より華乳したと考えられる祀・鞞・把に「把持」に近い義が存することより、巴に「把持」の義が存したことがわかる。やがてこの巴に手旁が添加され、把が成立したのであろう。把が成立すると、「把持」の義は専ら把が擔うこととなり、巴は巴蜀の蜀と關聯づけられて義が考えられるようになり、「説文」のような附會の説が生み出されたと思われる。

(一) 抱

(29) 人過于丘虛、女鼠抱子遂人。張册以鄉之、則已矣。(『日書』八五一反) (注34)

とあり、「懷抱」の義である。ところが『説文』には攄字の説解「引取也。从手孚聲。抱、或从包」の中に或文として見えるこれには徐鉉の「今作薄報切、以爲裏裏字、非是」との按語がつき、『繫傳』には更に「从手孚聲」の下に「詩曰、原隰攄矣」の引用が入る。「詩」の引用は、「小雅・常棣」で、『毛詩』では裏に作り「聚也」と訓ぜられている。「繫傳」の引詩は『韓詩』に基くもので、『説文』の訓「引取」もこれに據るものである。抱を攄の或文としたのは、『毛詩』の裏の本字が攄で、裏・保と抱・裏が音も近く、よく通用していたからであろう。『説文』には別に裏(八上衣部)が載り、「裏也。从衣包聲」とある。文字的に言えば、攄と抱は別字、抱と裏が同義の字である。

抱より手旁を除いた包は『説文』(九上包部)に「象人裏妊。巳在中、象子未成形也」とあり、「懷子」「懷妊」の義を字形上からもよく推測できる字である。これより(いだく)の義が生じるのであろうが、包は秦簡に見え、

(30) 縣母敢包卒爲弟子、尉貲二甲、免(『秦律雜抄』七)
(31) 廷行事有臯當罽、已斷已令、未行而死若亡、其所包當詣罽所(『法律答問』六〇)

とあり、(30)については「注二」に包は「藏」の義とし、「包卒」は兵卒を隠すこととする。因ってこの包は「藏匿」の義である。(31)の包は、やはり「注二」に「収拏された家屬」の義とする。保と通用しているとみて差しつかえないであろう。この兩者の包の義は、包の原義よりの引伸と考えられる。

包は更に馬王堆の醫書にも見え、

(32) 狸包、避小時・大時所在(『雜療法』四〇)

とあり、この包は「抱」の義である。『説文』で抱は包に續いて載せられ、「兒生裏也」と訓ぜられるように、やはり「抱」の義であり、馬王堆醫書の時代にはまだ肉旁が添加されていなかったのである。

以上、包の義の引伸を見ることができ、他にも、抱・苞など包に従う字に「藏」「裏」の義を伺うことができるものがある(注35)。

これらより見て、抱が包の手旁添加字であることは疑いない。尚、裏も同じく衣旁添加字であるが、こちらは行爲より、「い

だく」材に重點を置いた字である。

(さ) 撮

(33) 邦之急、在禮級。撮民之欲、政乃立(『爲吏之道』七)

(34) 人有思哀也弗忘、取丘下之莠完、撮其葉二七、東北鄉如之乃卧、則止矣(『日書』八三三反)

(33)は「やめる」とか「とどめる」の義で、後の輟や劓になる字である。(34)は「つける」「つづりとめる」の義である。『説文』に撮は「拾取也。从手𠄎聲」とあり、(34)の方にやや近いが、(33)とは合わない。

撮より手旁を除いた𠄎は『説文』(十四下𠄎部)に「綴聯也。象形」とあり、すぐ後に綴が載り、「合箸也。从𠄎从糸」とする。𠄎は象形、綴は會意で𠄎よりの孛乳字とするものであろう。𠄎は小篆では𠄎の形に作られ、後出の馬王堆帛書では、𠄎の形に作られ、秦簡の撮の右旁は𠄎の形に作られている。帛書に撮は𠄎に作られている(『五十二病方』)。後二者はやや譌變の形で、小篆が原形を比較的よく傳えていると見てよい。その形からみて、何物かを綴合する象であることは疑いなく、『説文』の訓「綴聯」はそれに對應するものである。また秦簡の(34)の撮の義ともよく照應するので、𠄎に既に有していた「綴聯」の義を強化し、その行爲に義の重心を置かしめるために手旁が添加され撮が成立したことは疑いない。

ただ秦簡の(33)の方であるが、これは「綴聯」と對立義で

ある。これは、繼に「斷裂」の義があり、又後に「繼綴」の義も生じたのに似ている。「斷裂」の義の方は斤が添加され「繼綴」の義の方には糸が添加されたものである。(33)の撮も、綴に「輟」「劓」の對立義が生じ、撮字が成立しても尚その對立義が撮の中に受けつがれていたとすべきであろう。文字として輟・劓が成立するのは更に時代が下るようである。

撮は馬王堆帛書「老子甲本後佚書」に見え、(35)知其不化、智也。化而弗知、愚矣。化而知之、𠄎也(四五六)

とある。『淮南子』人間訓の「愚人思𠄎」の注に「𠄎、短也」とある。馬王堆帛書の𠄎はこれとほぼ同義である。𠄎に「輟」「劓」より「短」の義が引伸していたことを知り得るのである。

(し) 抉

(36) 吏坐官以負賞、未而死及有臯以収、抉出其分(『秦律十八種』八四)

(37) 抉籥、贖黥。可胃抉籥。抉籥者已抉啓之、乃爲抉。且未啓亦爲抉。抉之弗能啓、即去(『法律答問』三〇)

(36)は「削り取る」の義で、(37)は「くじる」とか「えぐる」の義で、兩者ほぼ同義である。『説文』に抉は「挑也。从手夬聲」と説解される。訓の「挑」は多義語で、許慎がいろいろの義でこの訓を用いたか知り難いが、挑に「穿也」とか「抉也」と訓せられる場合があり、よって秦簡の義に同じと見てよ

いだろう。

抉より手旁を除いた夬は『説文』（三下又部）に「分決也。从又キ、象決形」とある。このままではその結構の説解は不明だが、徐鍇の注に「ゴ、物也。一所以決之」とあり、『説文』（十一上水部）の決の訓「行流也」と併せ見ると、流れを止めている物を一で貫通している象と理解していたようである。しかし小篆の字形キを見る限り、手に刃器を持つ形の象形で、刃器を以てする行爲「決絶」が原義であらう。

ところで、秦簡には夬（六例）・決（一例）・夬（一例）が見える。

(38) 傷乘輿馬、夬革一寸、賞一盾（『秦律雜抄』二七）

(39) 興事不時、緩令急徵、夬獄不正（『爲吏之道』四四）

(40) 使其弟子贏律、及治之、賞一甲。決革、二甲（『秦律雜抄』六）

(41) 未卒歲或壞夬、令縣復興徒爲之（『秦律十八種』一一八）

これらはその用義からみていづれも「決」の義である。(40)で実際に決が用いられているので、夬は決の略字、夬は決との通用とも見れなくもないが、夬の原義「決絶」より「決定」「決壊」の義が生じたことにより、決や夬の字が孳乳しつつある過程としての現象と見れないだろうか（注36）。

「抉剔」や「抉穿」の義を有する秦簡の抉もこのような夬字の義の引伸の一つであり、この義を明確にし、原義や他義と區

別するため手旁が添加されて成立したものであらう。

(す) 援

(42) 有賊殺傷人衝術、借旁人丕援、百步中比攀、當賞二甲（『法律答問』一〇一）

とあり、「救援」の義である。援は『説文』に「引也。从手爰聲」とする。

援より手旁を除いた爰は『説文』（四下又部）に「引也。从受从于。籀文以爲車轅字」とあり、その訓は援と同じである。その結構については、すぐ前に載る受字の説解で「物落、上下相付也。从爪从又」と上下より兩手を伸ばす形として、爰は于を上下より持する形と理解しているようである。

卜文にリム字があり、これが後の爰と見なされるが、祭名や連詞の義で用いられている。金文期になると、𠄎（號季子白盤）と中央の部分が于に近い形になる。用義は、號季子白盤に「ここに」と虚字で用いられる他に、「盂絲五十爰」（□辛伯鼎）と、後の爰（重量單位）の義や、「則爰千罰千」（散氏盤）と罰と近義で用いられるが、いづれにも「引」の義のものは見えない。

しかし、卜文・金文の字形から見て、爰に「引」の義の存することは確かだ、これらの字形を参考にしながら、高鴻縉は次のように云う（注37）。

按、象二手執繩牽引、倚𠄎𠄎（兩手）畫執繩牽引之形、由

文兩手生意、故託引繩之形、以寄援引之意。動詞。後借用爲虛字。：周時繩尾有端緒可見。秦時繩形變爲干聲。即唐立庵所謂象意聲化也。自借用爲虛字。秦人乃又加手爲意符、作援。援行而爰之本意亡。

字形より義を解し、『説文』小篆を秦時のものとして説くものであるが、爰と援を手旁添加字と考へるのは従うべきである。

緩が(39)に「緩令急徵」と見え、急の反對義であるので「遲緩」の義である。『説文』(十三上素部)に緩が載り「綽也。从素爰聲。緩、緩或省」と、緩の省文とされる字である。訓の「綽」は綽と同字で「ゆるい」の義であるので、秦簡の義とはば一致する。この緩も爰よりの派生義で、糸旁添加字であることは疑いない。

(せ) 橋

(43) 人母故而賦橋若虫、及須習(『日書』八三六反)とあり、「曲がる」とか(矯む)の義である。

橋は『説文』に「擧手也。从手喬聲。一曰、橋、擅也」とあり、「手をあげる」と「ほしのまま」の義を擧げるが、秦簡とは合わない。

ところが、橋より手旁を除いた喬は『説文』(一〇下天部)に「高而曲也。从天从高省。詩曰、南有喬木」とあり、訓に「高而曲」とするが、喬が「高」の義、「曲」の義それぞれを有していると解すれば、橋の『説文』の二訓はいづれも「高」の義

の延長上にあることがわかる。

橋に「曲矯」の義が存したことは、『漢書』燕刺王旦傳に「方今寡人欲矯邪防非」(注38)とあるによっても明らかである。

金文では喬は尙(卽鐘)・尙(尙志鼎)の二種の字形に作る。

高(樓門)の上に匕やフの表飾を加えた形で、表飾を高所に加えるところから「高擧」の義が生じ、その表飾の天屈する様より「曲矯」の義が生じたと思われる。その用義としては、

(44) 喬喬其龍、既壽罔虛：余不敢爲喬、我以享孝(卽鐘)

(45) 正月吉日、錕鑄喬鼎、以共載棠(尙志鼎)

とあり、(44)の「喬喬」は『詩』の「蹻蹻」(注39)「つよく盛んな様」であり、その下の喬は「驕慢」の義で、兩者とも「高擧」の義よりの引伸である。(45)の喬は「喬鼎」とあるので「鑄鼎」のこと。『説文』(十四上金部)に鑄は「似鼎而而長足」とあり、高足の鼎のことで、これも「高擧」の義よりの引伸である。金文に「矯曲」の義の方は見えない。

ところが、秦簡において、橋・矯・驕の字が見え、そのうち橋は、「橋梁」の義(これは恐らく「矯曲」の義よりの派生であらう)で用いられる他、

(46) 審知民能、善度民力、勞以衛之、正以橋之(『爲吏之道』二二)

(47) 某里士五縛詣男子丙、告曰、丙、甲臣、橋禱(『封診式』四〇)

とあり、(46)の橋は「矯曲」の義、(47)の橋は「驕慢」の

義である。喬より孳乳した橋になお、兩義が残存していることを伺わせる。秦簡の矯・驕はその兩義を區別せんとして造字されたものであろう。徐灝の『説文解字注箋』（注40）に、

橋、矯等字、皆周秦以來相承增偏旁、不得概謂之俗字也。周南漢廣篇、南有喬木、毛傳、喬、上竦也。按从喬之字如僑・驕・驕・矯之類皆取高意。橋・矯・矯・矯之類皆取曲意。凡言曲健舉曰天喬、或曰天矯、亦作天矯。此當以天爲聲。

と云う。橋・矯に兩義の存することは見て來たとおりであるが、喬に從う字を偏旁添加字とみなすのには全く異論はない。

これらからみて、橋は、喬に動作の義を強化する義で手旁が添加されたものではないかと思われる。

(そ) 抵

(48) 診必先謹審視其跡、當獨抵死所、即視索終(『封診式』七二)

とあり、「[至る]」の義である。抵は『説文』に「擠也」とあり、「推擠」の義である。秦簡の義と合わない。

ところが、抵より手旁を除いた氏は『説文』（十二下氏部）に「至也。从氏、下箬一。一、地也」とある。『繫傳』には「至也、本也」と二訓が載せられ、更に徐鍇の按語「天根、氏也。指事」が附せられる。「天根」は星宿の氏と關聯づけるものであるが、「至」と「本」の二義が存したことは疑いない。これについて、『説文解字注箋』（注41）に、

氏即根底本字。相承增木爲抵。爾雅釋言、抵、本也。小雅節南山篇、維周之氏。毛傳、氏、本也。氏在下。故引伸爲高低之稱。説文無低字。日部曰、昏、从日氏省、氏者下也。漢書食貨志曰(注42)、封君皆氏首仰給焉。顏注、氏首猶俯首也。至有下義、故訓爲至、又爲本。

と云う。氏の本義を「底」とし、それより「下」の義、「至」の義を引伸したことを云うものであるが、字形より説くものではない。

白川靜氏は、氏と關聯づけて字形的にこれを説き、

氏を刮削の字とすれば、それを以て刮磨を加えることを抵といった

とする(注43)。馬王堆醫書に抵が見え、「皦」という皮膚病の一種に對する呪術的治療法として、

(49) 以履下磨抵之(『五十二病方』三八〇)

とあり、「磨抵」は「磨抵」であり、連文であるので、抵の義は磨に近い。抵が漢初になお、その元字である氏の義を存していたことが知れる。恐らく、氏の原義は抵字の成立後、専ら抵字として用いられることとなり、氏はかえてその原義を忘失され、『説文』でも「至」という後起の義で訓せられるに至ったのであろう。これらより見て、抵が氏の手旁添加字であることは疑いない。

なお秦簡には抵も見え、

(50) 惡吏不明濫律令、…母公端之心而有冒抵之治(『語書』

一一)

とある。「冒楛」の楛は恐らく「詎る」の義で(注44)、義としては「刮磨」からの引伸であろう。

(た) 投

(51) 邦客與主人鬪、以兵刃投挺拳指傷人(『法律答問』九〇)

(52) 人母故而鬼祠其宮、不可去。是祖□游。以犬矢投之、不來矣(『日書』八四七反・中)

とあり、(51)は「投挺」とあるので(注45)、「注一」「注二」に述べるように、「受」の義である。(52)は、『日書』の「詰」といわれる悪靈の拔禳方式であるが、この投は「うち投げる」という程の義であろう。

投は『説文』に「擲也。从手从爰」とされる。訓の擲については、この字が投のすぐ後にあり「擲也。从手適聲。一曰、投也」とある。これは、擲が投と互訓であり、その義は擲のもう一つの義「擲」とは別であることを云う。互訓の方の義は、恐らく、『史記』荆軻傳の有名な一句、「乃引匕首以擲秦王」の擲の義で「うち投げる」の義であろう。因って、『説文』の投の訓と秦簡の(52)の投の義はほぼ一致することになる。

『説文』が投を會意字とする点については、『繫傳』に「従手爰聲、特裏反」と形聲字とし、その音を「トウ」とする。さすれば『繫傳』は「爰聲」の爰を「トウ」としていたようである。

『繫傳』は爰の説解でその音を「殊、船區反」としているので、爰に二音あると考えていたことになる。

ところで投より手旁を除いた爰は『説文』(三下爰部)に「以投殊人也。禮、爰以積竹八觚、長丈二尺、建於兵車、旅賁以先驅。从又几聲」とある。この説解中、投を杖とする異文があり、注釋家も多くこれに従っているが、『説文』は爰のすぐ後に投を載せ、「軍中士所持爰也。从木从爰。司馬法曰、執羽从投」(注46)と云うのに據れば、投と爰は元は同物であると考えられていたようである。また『繫傳』の爰字に對する徐鍇の按語に「斷絶分析爲殊」とあり、錯は「殊人」を「人を殊(とごせ)ける」とは訓んでいなかったようである。

金文では爰は多に作られ「史趙曹易」矢・虎盧□□十爰(趙曹鼎)と銘文中には見えていたが、實物はどんなものか知ることとはできなかった。ところが、近年曾侯乙墓より「曾侯乙之用爰」と刃部に銘を有する兵器が出土し、爰の實物を知ることができた(注47)。長杆上に三稜の刮刀を附するもので、少なくとも春秋晩期の爰の形状では、けって杖ではなく、人を刺殺するものである。投はその桿部の材を強調する意味で附せられたものであろう。

よって、爰に「刺す」や「うつ」の義が派生することは容易に推測でき、爰の義のうちこれらの行爲に對して手旁を添加して投が成立することも想像に難くない。『説文』が投を會意字としていることや『繫傳』が投の爰を「トウ」としていることも

これを補證するものである。秦簡(51)において、投を爰の義で用いるのも、投が爰の孳乳字で、投の中になお元字の義が存していたと考えるべきである。

ただ、投の初義は先述したように「刺す」とか「うつ」であった筈であり、秦簡(52)や『説文』の訓「うち投げる」は引伸義である。このような義を媒介として現在の「投げる」の義に至ったものであろう。秦漢期の文献には、投を「うつ」や「うち投げる」の義で用いるものが多い。一例を挙げれば、『老子』の、

兕無投其角、虎無所措爪、兵無所容其力(五〇章)
を馬王堆「老子甲本」では、

矢无所櫛其角、虎无所昔其蚤、兵无所容□□(二六)(注48)

とする。投は「なげる」では意が通じないが、櫛は『説文』(六上木部)に「篋也。从木耑聲。一曰、櫛、度。一曰、劓也」とあり、多義字であるが中に「むちうつ」の義があって、『老子』の投も「うつ」の方向で訓すべきものである。

爰に二音あったらしいことは先に述べたが、『諧聲補逸』(注49)に

投、爰聲、猶投从投省聲。投・投・爰並同部、聲相近。とあり、「シユ」と「トウ」は近音でもある。

(ち) 抜

抜は既に(22)に見えており、他にも、

(53) 鉞・戟・矛有室者、抜以鬪、未有傷殿、論比劍(「法律答問」八五)

など計四例あるが、全て「ぬく」の義である。『説文』には「擯也。从手友聲」と説解される。抜のすぐ前に擯が載り、「引也」とあり、これらからみて、抜の『説文』の訓は秦簡とほぼ同じである。

抜より手旁を除いた友は『説文』(十上犬部)では「走犬兒。从犬而ノ之也。曳其足、則刺友也」とある。「走犬兒」とあるので、「刺友」は擬態語(足がバラバラな様)であり、擬態語は多く聲を借りるのみであるので、『説文』の説解は牽強である。この友は『繫傳』に徐錯の按語があり「祓・芟・芟・跋・跋従此指事」と云う。指事とは友の字形についてのものであろうが、「此(友)に従ふ」とされる四字をここで特に挙げたのは、義において相承ける處があるという意味であろう。

白川静氏は、友を、犬にノを加えるのは犬を轢殺し犬牲として用いて祓禳するもので、祓の字にその義が受け繼がれているとする(注50)。従うべきであらう。更に「祓禳」「祓除」の義より「ぬく」の義が生じたことみなすことができる。

『繫傳』の擧げる四字はそれぞれ、
祓、除惡祭也。从示友聲。(一上示部)

芟、艸根也。从艸友聲。春艸根枯、引之而發土撥、故謂之芟。(一一下艸部)

庾、舎也。从广友聲。詩曰、召伯所庾。(注51)
 跋、躡跋也。从足友聲。

とあり、跋が、擬態語の「刺友」の義を受けるものである他、
 祓・芟に「ぬく」の義と近い義があり、庾は「やどる」である
 が、所引の「詩」召南・甘棠は「毛詩」では芟に作っている。

尚、他に友に従う字に祓があり、「説文」に、

出將有事於道、必先告其神、立壇四通、樹茅以依神爲祓。

既祭輒輓於性而行爲輓。詩曰、取羝以輓。从車友聲。(十
 四上車部)

と云う。友の原義を祓とともにとどめるものである。

更に『易』泰卦に「初九。拔茅茹、以其彙、征、吉」とある
 のを馬王堆の『易』には、

友茅茹以其胃、貞吉。(十一)

に作ると云う(注52)。馬王堆の友は拔の省略と考えられなく
 もないが、『易』という書の性格上特に元字を用いたと考えた
 方がよい。

これらより見て、拔は友に「ぬく」の義が生じた後の手旁添
 加字であろう。

(二) 拳

拳は既に(51)に「拳指」とあり、「こぶし」の義である。

この字は「説文」では「手也。从手夊聲」とある。訓は秦簡と
 ほぼ同義であるが、字の結構を形聲字とする。

この拳より手旁を除いた夊は「説文」(三上夊部)に夊の形
 に作り、「搏飯也。从夊采聲。采、古文辨字、讀若書卷」とあ
 る。夊に従う字として、望山二號墓出土の遺策中に夊の字がみ
 え(辨)(注53)、この字では右部の夊を夊に作り、「説文」

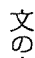
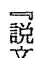
の夊の形に近い。夊或いは夊が何を意味するものか不明である
 が、兩手で行う動作であることは間違いない。「説文」の「讀
 若書卷」より見て、或いは兩手で巻く動作であろうか。

夊・卷は「説文」にそれぞれ、「攬臂繩也」(十三上糸部)
 「剡曲也」(九上冫部)とある。「攬臂」とは「禪がけ」のこ
 とで、この兩字には「曲捲」の義が存している。

思うに、夊に「曲捲」の義が存し、やがて手の「こぶし」部
 が「捲く」機能を有することより、夊に「こぶし」の義が生じ、
 更に身體としての手の部位であることを明確にするため手旁を
 添加して拳の字が成立したのではあるまいか。ただそうすると、
 この手旁の義は他の手旁字のように、手の動作を示す義ではな
 く、身體としての手の義であることは留意しておかねばならな
 い。

以上十字は「説文」を中心とする關聯資料より、それぞれ手
 旁添加字と認められるものであるが、そのうち九字において手
 旁は行爲の義を示すものである。

さて、これらの字の他に、少数ではあるが、從支(あるいは從戈)の字形より手旁字に變化したと考えられる字が存する。

一で、『説文』手部に對應する『金文編』の諸字は手に從わないことを述べたが、そこで扶は叔・技に、搏は搏・戯・搏に、播は靱に、撲は撲・撲に、捷は戯に作られており、手旁字の一部が元々、支・戈と何らかの關係を有していたことが知れる。更に、『説文』手部の諸字中に、小篆において手旁字が掲げられながら、その説解中に古文の字形が掲げられ、それが支に從っているものが、三字ある。即ち、扶・揚・播で、それぞれ尠・斂・斂の古文の形に作られている。この三字のうち、揚は、金文の字形はに作り、字形は臺上にある玉器を右方の人が端擧する形で、用義は「對揚某休」という常語の中で用いられる。『説文』に「飛擧也」とする訓があるが、これに近い義である。『説文』古文尠の今は、このが譌變したものである。因って、元々從支の字ではなかったので省くべきである。ちなみに揚は、秦簡には見えないが、馬王堆帛書に見え、

(54) 成鬻五斗、出、揚去氣、盛以新籩(『五十二病方』九二)

とあり、義は「飛擧」に近く、字形も手旁に作る。それも字の左方に移っている。少なくとも漢初には、他の手旁字が成立しており、この影響の下に手旁へと變えられたものであろう。

揚の場合は少々經緯を異にするが、旁を同じくする從支字と手旁字に同字であるものが多いという指摘は既に先人によって

なされている。『六書專源』(注54)に云う、

凡字之从支者多與从手者通全。如技・岐・敝・救・敝・敝・斂・斂・斂・斂・斂・斂等字是也。

これらの諸字の採字の書は、『集韻』『字彙』等で、史料的には後代のものであるが、金文の字と較べる時、一概に無視できないものである。『周禮』大司徒の「正日景以求地中」の求を『故書』に救(或いは殺)に作ることに於いて、『周禮異文考』に魯實先の説を引く。魯氏は、從支と從爻の字が通作するだけでなく、又・艸・寸に從う字とも通作するとし、『説文』の諸字を擧げたのち、

證之轉注、則從爻之殺與從支之殺・從支之岐・斂・斂・斂・斂・斂與從手之撫・推・扞・掩・挫、音義相同。凡此俱爲支・爻・又・手相通證、不待遠徵卜辭金文、即已知其審、是則救之作殺、正爲古文之遺。

と云う(注55)。魯氏は、『周禮』の救を殺に作るのを「古文之遺」とするのだが、思うに、手旁字を從支字に作るのを「古文之遺」とすべきであろう。先述の、『説文』手部に載る、技・斂・斂の三字が全て「古文」とされていることや、古文系の字形を集めたとされる『汗簡』の支部にも、この三字の他に、

岐(撫)・技(捍)

の二字を載せ(注56)、更に『汗簡』と同時代(北宋)の『古文四聲韻』(注57)にも、

斂・斂(擡)

などの字を載せるが、これらは後に手旁字となる字に他ならぬいからである。ここでいう「古文」とは、所謂「今文・古文」の謂いではなく、王國維の云う「戰國時、六國用古文」(注58)の謂いである。金文においても、後に、措・捍・攘・搏に作られる文字が、秦器以外の列國期の器の銘で、鼓・伎・鼓・敷(搏)に作られていることからも、これを確認することができる。今これらの従支字の變遷について詳述することは避けるが、その概略だけを示しておく。

従支字は既に卜文にもみえ、例えば𠄎(𠄎とも改とも釋字される)は、蛇を朴撃する様の全體象形字で、用義も「割裂」や祭祀の名稱として用いられ、象形の義と極めて近い。この字に於て、支は後から加えられたものではなく、蛇に朴撃を加えて出血させるといふ所爲それ自體が象形されており、支を他の文字要素と切離すことができない。卜文の従支字は恐らく全てこれと同類の方法で造字されていると考えられる。ところが、西周期に入ると、例えば、苟に支を加える敬や、能に支を加える𠄎などが現われる。これらの字は、元の苟・能とほぼ同義で用いられており、因ってこれらの字における支は、元字が元來有していた義を更に強化する、いわば「象徴的」な義符として機能していたようである。やがて、西周後期より春秋期にかけて、伎や攻などの字が見え始める。これらは、元の字、干や工などが多義化し、その中での特定の義、主に動詞の義として用いられる干や工に支が添加された結果生じた字で、更に言えば

「攻撃」の義を示す字が多い。この段階で支は、元字の動詞義を強化したり、「攻撃」義を添加する作用が生じたものと考えられ、私が云う「偏旁支」としての作用が成立することとなる。(く)の擇で検討した、巽が中山王器で戟に作られるのもこれと同じである。

これらの春秋・戰國期までに彙層的に成立していた従支の諸字のうち、最後の段階に成立していた「偏旁支」添加字の中から、更に義が引伸して、行爲もしくは手の行爲の義にまで派生した文字が、秦代(もしくはこれに近い時代に)に、手旁に變えられ、手旁字となり、それ以前の従支字が「古文」として殘存することになったようである。(これらの假説は、卜文・金文期の従支字一字ごとの検討が必要であるが、詳細は別稿に譲る)。

秦簡には、このような従支字より手旁字へ變ったと考えられる字として、既に検討した擇の他に、扶・操・播の四字が存するが、そのうち扶は金文期に先述の形でみえるが、その用義が人名であり、検討を加え難い。また操にも金文以前の資料が全くないので、この兩字は秦漢の用例と『説文』の説解を擧げるとどめる。

(て) 扶

(55) 可如爲大瘳。大瘳者、支或未斷、及將長令二人扶出之、爲大瘳(『法律答問』二〇八)

とあり、義は「かかえたすける」程度の意。「説文」には「左也。从手夫聲。𢇇、古文扶」とある。

(と) 操

(56) 操邦柄、慎度量、來者有稽莫敢忘(「爲吏之道」五)とあり、その他三例あるが、義は「とりあやつる」程度の意。「説文」には「把持也。从手梟聲」とあり、ほぼ同義。尚、梟は「鳥群鳴也。从品在木上」(卷二下品部)とある。

(な) 播

(57) 其穴壤在堂上、直穴播壤、被入内中(「封診式」八〇)とあり、「ばらまく」の義である。この字は「説文」では「種也。一曰、布也。从手番聲。𢇇、古文播」と説解される。秦簡の義には「布」の訓に近い。

この字より手旁を除いた番は「説文」(卷二上采部)に「獸足謂之番、象其掌。𢇇、番或从足从煩。𢇇、古文番」とある。獸の足掌を象った象形字とするものであり、この字形の解については諸家が肯定している(注59)。ただ足掌そのものというよりは、土壌についた足跡の象とすべきであろう。「集韻」に蹠の字が載り、「獸跡也」とある。「説文」に蹠字は載らない。「説文」或文の蹠は、番より蹠の字が孳乳し、番と煩が近音であったことにより置換せられて蹠字が成立したものであろう。さすれば、「説文」では、番・蹠は同字と認められていたのか

もしれない。古文の𢇇は、金文に𢇇が𢇇の形でみえ、その左旁に似る。恐らく、足掌の足指部のみを象ったものである。

思うに、番に足跡の義より、田畝に穴をあけて「播種する」義が生じ(注60)、「足掌」「足跡」の義と區別し、動詞義であることを明確化するため、支が添加されて𢇇の字が成立すると考えられる。金文には番は「番芻生壺」等に人名としてみえるが、義は不明。先述の𢇇(𢇇)が師旂鼎に見え、

(58) 懋父合曰、義𢇇𢇇𢇇不從厥右征、今母𢇇、其又内于師

とある。文はやや難解で、𢇇を郭沫若は「宣布」とし(注61)、白川静は「遷」とする(注62)。後者に従えば、義は「播種」の義より既に引伸しているが、動詞義たることに變りはない。𢇇は更に信陽簡にも見え、

(59) 猶芑蘭𢇇、𢇇者……(一〇二四)

とある。斷簡であるので正確な義は不明だが、上に「芑蘭」とあるので、「播種」の義であろう。

これらの資料により、播は秦簡以前には、𢇇・𢇇に作られていたことがわかる。秦簡に至り、支が手に變えられたのは、既に統一秦において手旁義が確立し、𢇇の主要義である「播種」の義が、手を以てする行爲として認められたからであろう。

なお、春秋期の器と考えられている蔡侯盤に蕃が見え、「子孫蕃昌」との句中に用いられている。蕃に「蕃散」「蕃繁」の義が生じ、艸が添加されたものであろう。

尚、扶や操についても、夫や臬に動詞の義が生じ、やがてその義を他義から區別するために支が添加され、技・斂の字が造られ、更にこれが秦簡の字形、扶・操に變化してゆくという過程が推測されるのだが、今は資料もなく、後の文字資料の出土を待ちたい。

五

秦簡には以上の字の他に、形聲字と考えられるものがある。

本来形聲字とは、おおかたの偏旁が成立した後に、未だ文字化されていない語を文字化する時に、既に成立している多くの偏旁のなから、その語の義を包攝している偏旁を選んで左旁とし、更にこれにその語の音に同じか近音の文字を選んで右旁として加えて新たな文字を創出するというものである。これは形聲字の原理であるが、しかしこのような原理が自覺されるのは、今問題としている秦代よりは更に時代が下ると思われる。

今、形聲字というのは、ある單體の文字に引伸義が生じ、その結果、偏旁が添加されて複體字となった後に、その偏旁は元のままにして、元字の方を、より簡明に書くことができしかも同音を示す字に變えてゆくという結果成立する文字のことを云う。このような文字は、一方が偏旁を、他方が音を示しており、形態的に見て形聲字と同じになるばかりでなく、これが形聲字の初期的な發生の仕方であろうと思われる(注63)。一例を擧げると、息がそれで、

(60) 息 息 處 炆 (中山王大鼎)

とあり、「謀慮皆從」となる文で、息は後の慮に疑いない。呂に「おもう」とか「はかる」の義はないので音を示すものであろう。因って息字成立の前段階として、慮あるいは慮の字が存在することが推測されていたが、近年新出土の殷殷鼎(注64)(西周後期より春秋晚期の器)に、

(61) 心 聖 若 憫、哀 = 利 錫

と、憫字が見え(注65)、義も恐らく「慮」であろうと云われるので(注66)、これが息字の前段階の、偏旁心添加字と考えられる。この字の膚が簡明に書くことができしかも近音の呂と置換せられて息が成立したのであろう。ただ息の場合は、秦簡に慮の字が見え、これが『説文』にもとられて一般化し、息は消失してしまうのであるが。

このような初期的な形聲字は先秦期の文字資料には確認できるものがまだ少数ののだが、秦簡の手旁字の中では、指と指がこれに當ると思われる。

(に) 指

(62) 爭 書、因 恙 瞋 目 握 指 以 視 力 (『語書』一一)

とあり、所謂「切齒扼腕」の「腕」の義である。指(腕)は古くは「腕首」の部分を示していたようで、馬王堆醫書では、

(63) 凡 將 合 陰 陽 之 方、握 手、土 指 陽、插 村 房 (『合陰陽』

一〇二)

と手・搯・拊(肘)の順に並んでいるのがそれを裏づける。

この搯は『説文』には「搯搯也。从手官聲。一曰、掇也」とある。「えぐる」と「引く」の義であり、「腕首」とは一應關係がない。腕の本字は擧で、『説文』では「手擧也。楊雄曰、擧、握也。从手取聲」とする。「腕」の義の他に、楊雄の説として「握る」の義があり、彼はこれを本義と考えたという意であろう。秦漢期にこの擧の字も用いられていたことは馬王堆醫書に「擧」(『五十二医方』三八三)の字が見えることより明らかである。

ところで、この擧より手旁を除いた取は、『説文』(四上目部)に「搯目也。从目又」とあり、「眼をえぐる」義で會意の構とされる。字形から見て、眼を手でえぐり血が飛散する様を示す象形字であろう。『説文』の搯字の訓「搯搯」とも共通するので、恐らく、取・擧・搯は同字の孳乳であることを想定させる。

『説文』には他に、暗の字も載り「短深目見、从目取」とある。義の具體的な關係はまだ不明であるが、恐らく取より引伸・孳乳したものであろう。

取に「眼をえぐる」の義があり、その行爲を行う部分である手腕をも示すようになり、やがて、「手腕」の義に手旁を添加して擧が成立したと思われ、更に擧において音を示す官で取を置きかえて(官にワン音があるのは縮・搯等の字にその音が残る)、搯の字が成立することになるのであろう。ただ擧・搯

の字が成立してからも、これらの字に取の原義も受け継がれていったことは『説文』の搯の訓の存在でも明らかである。

『史記』封禪書に「海上燕齊之間、莫不搯腕而自言有禁方、能神僊矣」と腕の字が用いられているが、これも宛が取・官と同音が近音の關係となるためで、この腕が後に肉旁に變えられて腕の字が成立することとなる。『集韻』(去聲二九)に「擧・腕・挽・拏・臂」と腕字の或體が列擧されているが、擧以外は全て、形聲字とみなしてよい。

(ぬ) 指

指は秦簡では(51)のように「拳指」と「ゆび」の義で用いられるものが多く見える。他に一例だけ、

(64) 興事不當、則民傷指(『爲吏之道』二九)

とあり、「指斥」の義であるが、これは「ゆび」の義が動詞として用いられたものである。

この指より手旁を除いた旨は『説文』(五上旨部)に見え、「美也。从甘匕聲。旨、古文旨」とある。この字は、春秋期の國差罇や爰季良父壺に見え、特に前者では、

(65) 攻市僂罇西郭寶四秉、用實旨酉、侯氏受福眉壽、俾旨
伸壽

と二度にわたって出る。字形は『説文』の古文に近く、「旨酉」は「旨酒」で『詩經』でもよく用いられる語で、下の旨も「滯」と對であるので、ほぼ同義で「うまし」と訓ずべきものである

う。よって『説文』の訓とほぼ照應する。字形より解すると、古文の形が本来のもので、氏(刃器)を以て器中の肉を切る形と言われ、「美」や(うまし)とは元々肉の味を云うものである。

ところでこの旨と指の間には義の關聯を見出すことができない。指が旨・指と通用する例は少しあるが、出土文字資料中に、旨を「指」の義で用いる例がない。やはり、指に對する擊のように、指に對する何らかの字が存在し、その右旁が音を示す旨に變えられたと見なした方がよいだろう(注67)。

なお、脂は秦簡では「あぶら」の義で用いられるが、『説文』(四下肉部)にも「戴角者脂、無角者膏」とあり、旨の本義である肉の味の「うまし」より引伸したものである。

この初期的形聲字と思われる二字はいづれも、その偏旁が身體としての手の部位を示すことは注目してよい。偏旁添加字の中に、偏旁が身體としての手を示すものは拳一字であることも併せて考える時、偏旁手の義は元々は、この身體としての手の義であったのではなからうか。そして、この義より行爲の義へと派生して用いられ、やがてそれが手旁の主要義になったのではないかというのが私の現在の推定である(注68)。

六

秦簡には、以上検討した諸字の他に尚、現在のところ偏旁添

加字か形聲字か決定できない文字が存する。今はその用例とそれに對應する『説文』の說解を擧げて識者の教示を俟つこととしたい。

(ね) 掾

(66) 其它冗吏、令史掾計者、及都倉・庫・田亭番夫坐離官屬于鄉者如令・丞(「效律」五二)

『説文』「縁也。从手彖聲」

(の) 擗

(67) 白晝與同里大女子丙鬪、甲與丙相擗(「封診式」八七)

『説文』「持頭髮也。从手卒聲」

(は) 擅

(68) 其段者死亡、有臯毋責也、吏代賞、毋擅段公器。者擅段公器者有臯(「秦律十八種」一〇六)

(69) 吏有五失、……三曰、擅褻割(「爲吏之道」一六)

『説文』「專也。从手𠄎聲」

(ひ) 控

(70) 人母故、一室人皆疫、或死、或病。丈夫・女子隋須羸髮黃目、是寔人生爲鬼。以沙人一升控其脊曰、以黍肉食寔人、則止矣(「日書」八五三反、八五〇反)

『説文』に無し。『集韻』（入聲五）「擣也。通作控」

(ふ) 擊

(71) 尊賢養孽、原壁如廷（『爲吏之道』二七）

『説文』に無し。

(へ) 擊

(72) 擊以布、可謂擊、擊布入公、如貨布、入贖錢如律（『法律答問』九〇）

『説文』の擣がこの字に該當する。「撫也。从手昏聲。一曰、擣也」。

七

以上の検討の上に立って、未だその成立を確定できない六の六字は除外して、一應の結論を箇條書きにまとめておく。

① 秦簡中の手旁字には、元字の多義化の結果、その中の特定の義を明確化するために手旁を添加して成立した偏旁添加字と、その偏旁添加字より更に進んだと考えられる初期的な形聲字の二種が存在する。

② しかしその多くは偏旁添加字であり、しかもその手旁の義は、拳を除いて全て、手による行爲の義である。

③ 初期的形聲字と考えられる擣・指はいづれも、その手旁義

は、身體としての手の部位の義である。手旁の義としては、こちらの義の方が、行爲の義を示す手旁義より古いと考えられる。恐らく、行爲の義の手旁はこの身體としての手の義より發展して生み出されたものであろう。

④ 秦簡の手旁字中には、それ以前の金文等の資料で從支字であったものが、手旁字に變わって現われるものがある。西周後期より春秋期にかけて、秦を除く六國において支を添加して元字を動詞化したり、多義化した元字のうち動詞義を強化・明確化する作用が生じ、そのようにして生まれた動詞化した支添加字より、手による行爲の字と考えられたものが、秦において、手旁化された可能性がある。これは手旁字の中に從支字の一部がとり入れられたと考えるべきで、從支字が發展して手旁が生み出されたと考えるべきではなからう。

⑤ 行爲の義を示す手旁義は、身體としての手の部位を示す義から展開したと考えられるが、そのような義を示す手旁義は、統一秦以前の資料に全く見えないことからみて、戦國後期より統一期にかけての秦人の創出にかかるとであろう。恐らく、元字の多義化の中で、人間の行爲の義を文字的に特定する必要性の中から生じたもので、手旁字が、法的行爲の定義集としての性格を有する『法律答問』の中で用いられることが多いのもこれを裏づけている。

八

最後に、本論考の推定を更に補うものとして、手旁の成立と関係する二種の文字の存在を指摘しておく。

第一は、秦簡においてはまだ手旁が添加されておらず、漢初以降に至り、始めて手旁が添加される文字である。

(ほ) 寺

(73) 人妻妾若朋友死、其鬼歸之者、以莎蒂牡棘枋熱以寺之、則不來(『日書』八三一・八三〇反上段)

先出の「詰」の一種である。(『日書』であるので字形の確認は出来ないが、今はその釋文に基く)。この寺は「持つ」の義である。(「待」とする説もある)。

寺は春秋より戦國期にかけての、邾公慆鐘・石鼓文・曾侯編鐘などに見え、やはり「持」の義で用いられる。まだ手旁が添加されていないのは秦簡と同じである。

寺は『説文』(三下寸部)に「廷也。有法度者也。从寸之聲」とある。寸に「持」の義があるので、之は聲符であろう。「持」の義が本義で、これが「廷府」の義に用いられるのは假借の用法であろう。秦簡にも、卜・史・司御・府とともに寺が見え、『秦律十八種』一三八)、既に秦代にこの假借義が存したことが確認できる。持の字は『説文』に「握也」とあり、こちらの方に寺の本義が残されているのである。

この寺に手旁が添加されて見えるのは、馬王堆帛書と同出の醫書竹簡に、

(74) 必徐以久、必微以持、如已不已、女乃大台(『天下至道談』六二)

とあるのが初出である。「持久」の義であるが、勿論「持つ」の義よりの引伸である。

(ま) 受

(75) 芻自黃糲及曆以上皆受之(『秦律十八種』一五)

(76) 受衣者、夏衣以四月盡六月粟之(『秦律十八種』九〇)

(75) は「受ける」の義で、(76) は「授ける」の義である。受は卜文期より見える古字で、~~受~~の形に書かれ、上の手より下の手へ盤形のものを受け渡す様の象形字で、義もこれを承け、「授」と「受」の兩義で用いられる。金文で例を挙げると、「受天有大令」(孟鼎)は「受」の義で、「王受乍册尹書」(免毀)は「授」の義である。秦簡もこれを承けるもので、受は兩義を兼ねている。

『説文』には受(四下受部)は「相付也。从受舟省聲」とし、授は「予也。从手从受。受亦聲」と、受と授が亦聲の関係にあることを云う。

受到手旁を添加して授字を作り、「授く」の義に専ら用いるようになるのは漢初のように、馬王堆帛書に、

(77) 八主適惠、朝授之君、一(『老子卷後古佚書』三五六)と見えるのが初出である。ただ、この後も長く受は兩義に用いられている。

(み) 設

(78) 甲盜牛、盜牛時高六尺、設一歲、復丈、高六尺七寸)
 『法律答問』六)

(79) 申之義、以設崎、欲令之具下勿議(『爲吏之道』一一)
 (78) の設は「繫囚」で、「つなぐ」の義である。この他にも秦簡にはこの用語は多い。勿論後に繫となる字である。(79) は『注(二)』に「設、讀爲擊。崎、邪。此句意爲打擊邪惡的人」と云うに従えば、「擊つ」の義で、後に撃となる字である。即ち、秦簡には設に兩義が存していたということが知られる。

設は秦簡に初出する字で、それ以前の文字資料には見えない字であり、その初義を知ることが難しいが、爰に従っていることより見て、「支擊」がその初義で、やがて「係繫」の義が派生したものであろう。『説文』(三下爰部)に設は、「相擊中也。如車擊、故从爰从𠂔」と云い、𠂔字中にある車字を説解に用いているが、これは望文生義、𠂔は車と同じく「囊袋」と見るべきであらう(注69)。しかし、設に「擊」の義を當てるのは従うべきである。

設に手旁が添加されて撃の字となるのは、文字資料ではやはり馬王堆帛書が初出で、

(80) 宋人寡而荆人衆、及未濟擊之、可破也(『春秋事語』七九)

とあるのがそれである。

糸が添加されて(かける)の義の繫が成立するが、これは漢代もかなり下る時代のようである。阜陽漢簡『蒼頡篇』殘簡に繫が見えるが、

(81) 繭絲泉略、布挈繫擊(〇〇二)

とある如く、布糸の種類を云う字で、『説文』(十三上糸部)の「繫、緹也。一曰、惡絮也」という説解の「一曰」の訓がこれに當る。漢初に「繫係」の義に相當する繫はまだ見られず、撃の字も(80)のように存在することはするが、馬王堆帛書・銀雀山竹簡では、設で兩義が兼用されている例が多い。

以上、秦簡における寺・受・設の三字を検討してきたが、これらの字に手旁が添加されるのは漢初以降であり、秦代にはまだ手旁字となっていない。このことは、秦代における手旁字の成立の過渡期性を物語るものと云えよう。

第二に指摘しておきたいのは、動作の義の手旁字において、初期的形聲字が現われるのはいつの頃からかという問題である。身體としての手の義を示す手旁字において、指・指の初期的形聲字が存することは既に五で述べた。また、六では、偏旁添加字が形聲字が確定できない六字を挙げておいた。この六字の中に動作の義を有する初期的形聲字が存すれば話は別なのだが、今のところ決定的證據がなく、關聯する文字資料の出土を俟つしかない。因って今のところ、秦代には、動作義の初期形聲字は見當らないとしておくより他ないであらう。

今、時代は下るが、動作義の手旁字で初期的形聲字と確定で

きるものとして、拊の字を擧げておく。

(む) 拊

今本『易經』の明夷の六二に「明夷、夷于左股、用拯、馬壯吉」とあり、また艮卦の六二に「不拯、其隨、其心不快」とある。拯は後漢期には拊に作られることが一般的であったようである。熹平石經にも拊に作られ(注70)、孔彪碑の『易經』引文にも拊に作られている(注71)。ところが、馬王堆出土の『易經』には擡に作られている(注72)。『説文』には拊で擡げられており、「上擡也。从手升聲。易曰、拊馬壯吉。擡、拊或从登」と説解し、『易經』引文の下に或體として擡を出している。

思うに、「上擡」の義は登の義と近く、擡は登に手旁を添加して、「上擡」の義に應ずる新字を造ったもので、それも漢初においてであった。やがて、擡において登が、より簡易にして近音の升に置き換えられ、拊が成立したものであろう。そうすると、拊は初期的形聲字ということになる。その成立の時期については、『説文』の引經が資料として最も古いので、漢初以降、後漢中期までの相當長期間とするより他ないが、多分、前漢後期の『易經』のテキストは拊に作られていたのであろう。(もう一つの異體字、拯については『易經』の古文系テキストに基くものようであるが、ここでは暫く論じない)。

他にも馬王堆帛書の中において、擡が扨に變ってゆく例などがあるが、扨自體が偏旁添加字か初期的形聲字か確定できない

ので、これもその存在を指摘するに止めておく。

更に出土文字資料の個々の字を検討しなければならないのだが、今のところ一般的に云えることとして、動作義の手旁字において初期的形聲字化が始まるのは、漢初以降としてよいであろう。

(以上の論考は、筆者が

・「文字發展過程における偏旁添加字の位置—中山王諸器銘文を中心として—」(『中國研究集刊』地號、一九八五)

・「後起偏旁「口」添加諸字の検討」(『大阪産業大學論集(人文科學編)』六二號、一九八七、三)

において行っている作業を承けるものである。なお、本論考の初稿は、京都大學人文科學研究所の「『周禮』春官研究班」(小南一郎氏主催)の研究發表で一九九〇年十一月に發表したものが、今回これに更に加筆した)。

注

1 『詩』魏風・葛屨。『毛詩』では「摻摻女手」に作る。


2 今本の「冬官・輪人」には「望其輻、欲掣爾而織也」とあり、鄭注に「掣織、殺小貌也」とある。

3 秦簡の中に「編年記」があり、そこには今(始皇帝を指す)の卅年までの記録がある。秦の全國統一が始皇帝二六年であ

- るので、秦簡は、秦代のものとしてよいだろう。
- 4 張守中『中山王罇器文字編』。
- 5 『字説』一卷、光緒十九年愚賢誦舍重雕本。
- 6 ある複體字を全體象形とするか會意とするかという區別は實際は仲々困難である。ここでは全體象形とは、象形の延長上にあり、主に、ある對象とそれへの働きかけの手段の兩者（ある場合にはそれ以外の要素も加わることもある）を總體として象つたもの、會意とは「説文」後叙に云う「比類合韻、以見指搗、武信是也」で、やや抽象化した單體字を組合せて一文字を創ること、の意味で用いる。
- 7 〆睡虎地秦墓竹簡〆整理小組「睡虎地秦墓竹簡」（一九七七年、文物出版社）の「釋文注釋」部分。
- 8 睡虎地秦墓竹簡整理小組「睡虎地秦墓竹簡」（一九七八年、文物出版社）。
- 9 秦簡講讀會「湖北睡虎地秦墓竹簡」譯註初稿」一・二・三・四・五・六（『中央大學大學院論究』一〇〇一五）。
- 10 『左傳』成公二年の文で、今は「韓厥執紼馬前」と紼の後に馬がある。
- 11 郭沫若が最も詳しく「叢器銘考釋」（『考古學報』一九五七・二）に詳論が載る。
- 12 白川靜「金文通釋」一九「叢駒尊」。
- 13 『注二』では、養育とする。
- 14 与は「書契淵源」（四上）に、牙とする説がある。四手で
- 奉ずるので象牙の如きものか。
- 15 後に擧げる「禮記」禮運の「與能」が「能に與す」と訓ぜられることと併せて、これもそれに従うとする説もある。
- 16 「楚辭」九章・涉江の「與前世而皆然兮、吾又何怨乎今之人」も「前世を擧げて」と訓むべきものであろう。
- 17 「繫傳」に錯の按語を載せ「家人足欲行、從後躡之、故各字從之也。會意」とする。
- 18 河南文物研究所「信陽楚墓」附録「信陽楚簡釋文與考釋」。
- 19 「説文」所引の傳の出典は不明。
- 20 鄭注に「教令嚴也」とある。
- 21 「釋文」では「而鬪其捷」の下に「在接反。崔讀、若唯無詔王公、絶句。必將乘人而鬪、絶句。捷作接、其接、引續也」とあり、崔本では句讀を異にする。
- 22 他に騎縛に「大攻扈」という官職名が見える。これも元は車輓を掌る官であったであろう。
- 23 金谷治譯・注「孫臏兵法」ではこの文を「鼓してこれを坐（挫）し、十にしてこれを擧ぐ」と訓み、「おそらくこの句は、さまざまな方法で敵兵を誘いこむことを意味するのであろう」と云う。従うべきである。
- 24 「晉國出土載書考」（『古史春秋』二號）で吉本氏はこの字を「儉」「滌」と解する説を擧げ、「いづれにしても「出入」を修飾する副詞となるが、確解は得難い」と云う。
- 25 「兩周金文辭大系」考釋八二に「言、甫象彜二、者蓋三象

- 本有三章、此撫其二章也」と云う。
- 26 「西周銅器斷代」(六) (『考古學報』一九五六―四)に「此銘上言兔網、下言匡甫兔二、甫即捕字」と云う。象を兔と釋するのに基く。
- 27 『金文通釋』二二。
- 28 文は「牛羊之肺、離而不提心」とあり、鄭注は後に「割離之、不絶中央少者、使易絶以祭耳」と云う。
- 29 「目祠也」に作る本があるが、段注に「司者今之伺字」とするのがよい。
- 30 『説文新義』卷三、頁八九。
- 31 この字と關聯づけて説くものに「穀字説」(『字説』所収)がある。
- 32 『惠氏讀説文記』(第十四) (『小學類編』所収)。
- 33 今本では「批把」或いは「琵琶」に作り、「此近世樂家所作、不知誰也。以手批把、因以爲名」とある。惠棟の據った本は不明である。
- 34 以下『日書』の引用は、雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』(一九八一年、文物出版社)を用いる。
- 35 匏は包・胞に續いて載り、「瓠也。从包从夸聲。包取其可包藏物也」とある。苞は「艸也。南陽以爲蠶履。从艸包聲」とあるが、『禮記』曲禮上に「苞苴」として用いられる字で、その『釋文』に「裹也」とある。
- 36 秦簡では「缺」の義で用いられる夫もある。官吏の任免を云う文で、
其有死亡及故有夫者、爲補之、毋須時、(『秦律十八種』一五八)
とあるのがそれである。この「かける」の義も夫よりの引伸義である。
- 37 『金文詁林』第五册所引の『中國字例』。
- 38 師古注に「擣、正也。擣與矯同。其字從手也」とある。
- 39 「大雅・板」に「小子躑躅」とあり、毛傳に「驕貌」と云う。他にも三例見える。
- 40 『説文詁林』第十册、喬字の條所引。
- 41 『説文詁林』第十二册、氏字の條所引。
- 42 「食貨志下」の文。
- 43 『説文新義』卷十二、頁一四三。
- 44 中山王響方壺に謳が見え、「謳鄙之訛」と(そしる)の義でみえる。
- 45 「吳都賦」(『文選』卷五)に「千鹵女鋌」とある。
- 46 今本「司馬法」には此文は無い。『繫傳』は引文を「執羽以投」とする。
- 47 湖北省博物館『曾侯乙墓』上、頁二九二―五。
- 48 「乙本」ではこの部分は缺落。
- 49 清、宋保『諧聲補逸』(『説文詁林』第十二册、投字の條所引)。
- 50 『説文新義』卷十、友字の條。

- 51 『詩三家義集疏』(卷二)に齊詩とする。
- 52 鄧球柏『帛書周易校釋』の注に「通行本作『拔』。疑『友』即『拔』之初文、『拔』爲『友』之加偏旁字。『拔』行而『友』廢」と云い、「甘棠」の毛傳、「説文」の廢を引いた後、更に「左傳」僖十五年の「反首拔舍」を引いて、
- 明拔・莛・廢三字通用。在草舍・草止の意義上、莛・廢・拔實同一詞。友、則其初文也。加草旁以明莛舍所用的材料。加『广』象高屋對刺之形。加『手』以示草舍爲手編制而成、實則累贅。友、本爲兩手交迭的動作、示所用之材料、『友』之本義爲編拔草料以蓋屋宇、此乃莛舍之本義。
- と云う。尚、帛書『易』は寫真版が公表されていない。
- 53 湖北省文化局文物工作队「湖北江陵三座楚墓出土大批重要文物」(『文物』一九六六・五)所載の圖二四の左より第三簡。尚、「假借遯原」に「原弄」の一編がある。
- 54 朝鮮、權丙敷の著。第十册、操字の條。
- 55 『國文研究集刊』第十一期。尚、魯氏の著である「假借遯原」頁十一にも同様の説が簡單に載る。
- 56 上之一、支部。尚、「汗簡」には清・鄭珍の『汗簡箋正』があり、「汗簡」採字の書について考證がある。
- 57 宋の夏竦の撰。四卷。
- 58 『觀堂集林』(卷七)「戰國時秦用籀文六國用古文説」に詳しい。
- 59 例えば『段注』の「下象掌、上象指爪、是爲象形」などで
- 60 白川靜氏は「掌をひろげて播き散らす意で、分散播布の意がある」(「字統」播字)とする。
- 61 『兩周金文辭大系』に「敕即播之異文、説文播古文作敕、此省从采、采番古文一字。播者布也。『義穀敕阜不從阜右征』謂宜宣布之於其不從其長上征者、古人尚右、故此以右爲長上之称」と云う。郭氏は敕を諸と釋する。
- 62 白川氏の訓みは「よろしく、ああ、厥の、厥の右征に従はざるを播すべし。今播さざれば、其れ師旂に内るる有らんと」である(『金文通釋』一三)。
- 63 偏旁添加字と初期的形聲字の關係は「文字發展過程における偏旁添加字の位置」(『中國研究集刊』地號)でかつて論じた。
- 64 「山東臨朐發現齊・鄆・曾諸國銅器」(『文物』一九八三・十二)。
- 65 前注に載る器銘の拓本は不鮮明で、慵字が確認し難かったが、後『殷周金文集成』第五册、二七五〇に「上曾太子鼎」として載り、この拓は鮮明である。
- 66 注64の『文物』に、孫敬明・何琳儀・黃錫全の「山東臨朐新出銅器銘文考釋及有關問題」が載り、これに「心聖若慵」當讀「心聖而慮」と云い、以下に考證がある。
- 67 張舜徽『説文解字約注』(卷二三)指字の條に、
惟人有手足之殊、其他動物、四體一也。故掌訓手中、而

熊足則稱熊掌矣。於文、在手爲指、在足爲止。指・止雙聲、實一語耳。止乃趾之古文、金文作、象足趾之形、亦兼象手指之形。指乃後起形聲字、其音義並得之於止。止之爲言枝也、謂若木之有小枝也。人以髮爲根、首爲本、軀體爲輪、手足爲枝、則指與止皆其小枝也。

と云う。趾と指の音義を止に求めるものであるが、指の形聲より前の字形を或いは止とするものか。

68 寫真版では字形の確認ができなかったので、本文ではとりあげなかったが、『日書』の釋文に見える字で、掖がある。即ち、

在掖者愛（『日書』八八一）

とあり、ここは『日書』のうち「人字占」と呼ばれる部分で、竹簡五本分の上部に五肢を開いた人體形が畫かれ、その下に「夾頸者賈」とか「在足下者賤」などの、身體部位のどの部分に當ればどうかといういくつかの占文のうちの一である。因ってこの掖は「腋脇」の義であることは疑いない。この掖字の變遷を考えてみよう。亦は元々、大（人の形）の兩腋部に點を加えて、腋部を指示する字であったが、金文では「もまた」という疊重を意味する假借字として用いられている。いわば初義よりも假借義が主要義となった譯である。そこで、初義の「腋脇」の義の方を明確にするため、音を示す夕を加えて夂（即ち夜）が作られたが、これも金文では「夂夜」というように「夜夕」の義に多く用いられるようになった。

た。そこで、更に手や肉が添加されて、掖・腋の字が成立したものであろう。馬王堆醫書には、夜が「夜夕」の義で用いられる他に、「腋脇」の義でも用いられており、更に、腋字も一例あり、漢初において、「腋脇」義が夜より腋へ變ってゆく過渡性を示していると考えられる。秦簡の掖字の方は、『日書』の釋文が正しいとすれば、秦代において身體としての手の義の手旁が夜に添加されたもので、擧と同位相にある字と考えられる。ただ『説文』には腋字は載らない。手部に掖があり、「以手持臂投地也。从手夜聲。一曰、臂下也」とあり、動作義と身體義の兩義を擧げる。「一曰」の身體義の方が秦簡の掖に應じている。動作義の字は、動作義としての手旁義が形成されて以降に成立するものであろう。しかし、漢初に掖字が成立して「腋脇」の義はこちらが専ら擔うこととなり、掖では動作義が主要義となったものと考えられる。

69 『説文新義』（卷三）の設字の條。

70 馬衡『漢石經集存』（三）周易の二三七石に艮卦の拊が殘っている。

71 孔彪碑は、孔彪が建寧四年（一七一年）七月に卒しているので、それより二、三年内に建立されたものであろう。そこに「爰尚桓桓、拊馬鑄書」とある。

72 馬王堆『易經』の寫真版は未發表。因って釋文は、鄧球柏の『帛書周易校釋』に基く。明夷では「明夷、夷于左股、用撻馬床、吉」とある。

(補註)

手旁字と言旁字の密接な關係を窺わせるものとして、秦簡に諒字が見える。

治獄、能以書從迹其言、毋治諒而得人請爲上（『封診式』

一）

と、「治諒」と連文で用いられる。「治諒」は『史記』（酷吏傳）や『淮南子』（時則訓）に「答掠」に作られる法律用語で、等うって拷問することである。この諒が漢初になお諒に作られていたことは、阜陽漢簡『蒼頡篇』殘簡に、

殺捕獄問、諒……（C〇四二）

とあることより確認できる。掠は『説文』に見えない。諒は載

ることは載るが、「信也」とあり、出土資料の義とは合わない。恐らく後起の義であろう。

(後書き)

本論考が初校を俟つ間に、『睡虎地秦墓竹簡』（一九九〇年九月）が日本に招來された。この本は、『日書』も含めて、寫眞・釋文とも完備された、睡虎地竹簡の定本とも云うべきものである。本論考も、この本の寫眞や釋文に因って訂正されねばならない箇所が少なからず存すると思われるが、既に論考が印刷に廻っていて、如何とも出来なかつた。いづれ、加筆・訂正を加えるべきは加えたい。